

宮津都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成16年5月

京都府

《目 次》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 2
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 3
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 4
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ ・ 7
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ ・ 8
付	図	

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、日本海若狭湾に面し、全国的な景勝地の天橋立や阿蘇海など豊かな自然に恵まれ、古くから交易、水産関連、機織、農業、あるいは季節に応じた観光業を主な産業として発展し、広域的には丹後地域の玄関口及び中核都市として、京阪神大都市圏や周辺地域との多様な交流で発展してきた。こうした中、京都縦貫自動車道などの広域交通網の整備や道路、公園などの生活基盤整備が進められ、利便性の向上と日常生活圏の改善が進み、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては自然と歴史をいかしたやすらぎ、ふれあい交流圏の中核的都市として、自然環境及び農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり

地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり

環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり

だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり

都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり

中心市街地の賑わいと広域交流拠点のある都市づくり

広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり

住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり

自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい海辺景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、丹後地域の都市的サービスの拠点となる都市である。宮津湾を中心として沿岸に市街地や集落地域、その周辺に広がる農業地域とそれを取り囲む山林等の自然地域で形成されている。市街地は、宮津湾、阿蘇海及び栗田湾沿岸等に形成され、四季を通じた観光・レクリエーション関連施設、交易・水産関連施設、住宅・生活関連サービス施設などが立地している。古くから豊かな自然や歴史資源を活かした観光・レクリエーションを中心とした丹後地域の玄関口の拠点都市として発展してきたが、少子・高齢化や地域産業の低迷で、都市活力の向上・再生が課題となっている。今後は、広域交通網の整備を活かした都市活力や豊かな地域資源を活かした個性的な都市づくりが必要となっている。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

広域交通網を活かした活力基盤のある都市

京都縦貫自動車道や北近畿タンゴ鉄道等の広域交通網の整備に伴い、京阪神地域との時間距離が短縮され、その整備効果を活かした交流・連携を推進する基盤整備や産業基盤の形成を計画的に進め、活力ある都市を目指す。

自然環境とふれあいができる都市

豊かな自然や海辺環境にふれあうことができる観光・レクリエーションや多自然型居住等の交流機能が本都市の特性であり、利点である。それらを活かした京阪神大都市圏や周辺地域との交流・連携の強化を推進し、自然環境と共生し、良好な生活環境のある都市を目指す。

地域資源を活かした魅力と賑わいの中心市街地

広域交流拠点として、豊かな観光資源、伝統産業や城下町・港町としての歴史的な文化資源などの地域資源を活かした都市機能の再生・整備を推進し、個性的で魅力や賑わいある中心市街地の形成を目指す。

2 区域区分の有無及び方針

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、その理由は次のとおり。

- ・ 今後は人口、産業出荷額等の著しい増加は予想されず、また、それぞれの規模は小さく都市的集積度は小さいこと、また、地形的な制約から大規模な土地利用転換が困難であることから、市街地拡大の可能性は低いと判断される。
- ・ 市街地は、区域内の各地に分散して形成されていることから、それぞれの地域の実情に応じた土地利用規制及び都市基盤整備を行う必要がある。
- ・ 市街地周辺部の農地及び山林等の良好な自然環境については、関係法令との適切な連携により保全を図る。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地

宮津駅から国道176号にかけての業務・商業施設の集積地区、KTR岩滝口駅前に展開する市街地及び岩滝地区を、一般業務施設としての集積を図る。

商業地

本町、魚屋、新浜地区などの中心市街地及びウオーターフロント地区を、中心商業地として広域商業機能の充実を図る。

また、天橋立駅周辺地区、府中地区及び岩滝地区の既成市街地において、商業集積地として配置を図る。

工業地

宮津港背後の漁師地区、波路地区の海岸部、及び既存の工業・流通業集積地区に工業地の配置を図る。また、須津工業用地周辺地区及び栗田脇地区に工業地を配置し、活力のある生産活動の推進力として発展を図る。なお、工業地は、公害の防止、環境負荷の低減及び生産環境の保全に努めつつ配置を図る。

住宅地

宮津地区南部から、上宮津地区にかけては良好な住環境を有する住宅地の配置を図る。また、江尻地区から岩滝町方面にかけての国道沿いの既存集落と、海岸部の観光施設が立地する地区、石田地区・旧日本冶金鉄道敷地跡地を住宅地とし、日置地区北側の既存別荘地と海岸部の保養所等が立地する地区は、良好な自然環境の保全に努め多自然型居住の交流施設等の誘導地区としての配置を図る。

(2) 特に配慮すべき土地利用の方針

居住環境の改善又は維持に関する方針

公共施設の整備が必要な木造建物密集地域については、道路・公園等の整備を推進し、防災性能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

優良な農地との健全な調和に関する方針

上宮津地区、由良地区、栗田地区、世屋（松尾・木子）地区、岩滝町弓木区域及び男山区域は、農業振興地域として種々の農業投資が行われており、これらの集団的優良農地等は、今後ともその保全に努める。また、農業基盤整備の推進を図る。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害の危険個所については、土砂流出防止の機能を図り、今後ともこれを保全する。また、区域を取り囲む山麓部の、保安林等の指定地域や急傾斜地を含む地域については、災害防止のため開発の防止・保全を図る。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の特徴的な景観を形成している名勝地天橋立を含む海岸部は、若狭湾国定公園に指定されており、今後は、これらの保全エリアを拡大するとともに、その積極的な活用を図る。

また、世屋高原一帯、大江山周辺等の豊かな自然環境と歴史的景観の保全と活用を図るため、地域制緑地の指定等による保全を検討する。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

地域資源を活かした魅力と賑わいのある中心市街地や自然環境とふれあいができる都市を目指して、自然、文化、観光拠点へのアクセス道路として(都)岩滝海岸線等の整備を進める。広域交通網を活かした活力基盤のある都市を目指して、京都縦貫自動車道や北近畿タンゴ鉄道等の利用により、京阪神大都市圏や周辺地域との交流を図り、国道178号等の整備により中心市街地の活性化を目指すとともに、鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち用途指定区域内の幹線街路(10.2km)について、
現況(平成12年) 整備済み延長 4.8km 整備率 47%であるが、
平成27年には、約60%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年目標
整備率	47%	約60%

整備方針

ア 道路

広域幹線道路としては、鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備を図る。

幹線道路としては、国道178号、府道綾部大江宮津線、府道舞鶴宮津線、府道網野岩滝線、府道浜丹後線、(都)弓木岩滝線、(都)岩滝海岸線、(都)平和通の整備促進を図る。

イ 鉄道

北近畿タンゴ鉄道については、関係市町との連携により利用促進に努めるとともに、施設の近代化の促進を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	鳥取豊岡宮津自動車道、国道178号、府道綾部大江宮津線、府道舞鶴宮津線、府道網野岩滝線、府道浜丹後線、(都)弓木岩滝線、(都)岩滝海岸線、(都)平和通

(都)：都市計画道路を表す。

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、宮津湾流域下水道及び各市町の公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。

また、浸水防除の観点から公共下水道雨水対策事業の整備を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準の目標

宮津湾流域下水道及び各市町の流域関連公共下水道の整備促進を図り、処理区域の拡大に努め、公共用水域の水質保全を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	53%	89%

*普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

宮津湾流域下水道の終末処理場の整備と宮津湾流域関連公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。

また、雨水対策については、各市町の公共下水道雨水対策で継続して整備に努める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所	
下水道 (汚水)	流域下水道事業	幹線管渠 終末処理場	岩滝第1幹線 宮津湾浄化センター
	公共下水道事業	宮津市 岩滝町	宮津湾処理区 "

(3) 河川

基本方針

災害に強いまちづくりを進める観点から、既成市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、河川環境の整備と保全に努める。

整備水準の目標

既往最大洪水とおおむね同規模（概ね30年に一度程度発生）の出水に対して洪水を安全に流下させる整備を実施するとともに、改修に合わせた流出抑制対策を講じる。また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

整備方針

本区域は、宮津湾や阿蘇海に面し、大手川など地区内の河川がこれに流入している。大手川などの河川改修については河道整備の促進を図るとともに、流域のもつ保水機能の維持・確保を図り総合的な治水対策を進める。

また、水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて貴重な役割を果たしているため、親水性に配慮した河川整備事業等により、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を進める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

種別	事業名	事業箇所
河川	広域基幹河川改修事業	二級河川 大手川

(4) その他の都市施設

基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な更新と自然・生活環境の保全・整備を図る。総量規制的発想による、ごみの減量・リサイクルを推進することを基本とし、新たな環境課題にも対応した、効率的で適正な処理を推進する。

また、本格的な高齢社会を迎える中で、都市活動の向上や都市生活の魅力を高めるため、誰もが暮らしやすく、人にやさしいまちづくりの推進を図る。

さらに、保健・医療・福祉施設を適正に配置しつつ文化・スポーツ施設を整備するとともに、日常の生活を円滑に営むことができ、災害時にも安全を確保することができるような生活関連公共・公益施設の整備を推進する。

整備方針

ア ごみ処理施設

既存処理施設について、リサイクル・環境負荷の少ない処理方式等の機能の維持・増進を図りつつ、処理の広域化を課題とした検討を行う。

イ 学校

市街地開発の進行を見据える中、少子化社会における教育施設の在り方について、その方向性について、統廃合も含めた検討を行うとともに、高齢化社会に対応した、教育施設の多目的利用を検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、京都縦貫自動車道の開通、鳥取豊岡宮津自動車道の整備等により京阪神大都市圏との時間距離の短縮が図られる中、日本有数の観光地を後背地にもつ地域特性を生かした、幹線道路沿道の土地利用転換が図られていくこととなることから、個性ある計画的な都市として、豊かな自然を生かした、市街地の形成に努める。特に、観光都市としての求心性の維持・向上を図るとともに、地区計画や公共施設の整備により旧城下町周辺における都市基盤整備を進め、観光都市にふさわしい機能を備える。

また、市街地周辺部において、農地の健全な利用を勘案しつつ、需要動向を見据えた良好な住宅環境の整備を図る。

(2) 整備方針

市街化進行地域・新市街地

日本有数の自然環境を有する特性を生かして、豊かな自然を実感でき、農住の共存の都市形成を図るため、鳥取豊岡宮津自動車道のインターチェンジ周辺において土地区画整理事業等の面的整備事業により良好な住環境を整備する。

既成市街地

日本三景天橋立を後背地に有する特性を生かし、旧城下町との連続した観光空間を確保しつつ、区画道路等の整備による住環境の改善を図るため、道路・公園等の公共施設の整備、地区計画等を利用した良好で安全な市街地の形成について、整備・誘導を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	石田地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうるおいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうるおいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「美しい海岸や高原を活かした質の高い保養地の形成と拠点都市におけるみどり豊かな都市環境の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合
	約9,300ha	約51%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	約85.1㎡/人	約171.7㎡/人
1人当たり整備面積	(約21.9㎡/人)	(約88.5㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる総合公園等を整備する。

自然公園等の指定により、良好な自然環境の保全を図るとともに、園地等利用拠点の整備を進める。

近畿自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうるおいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川、海岸等水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる、森林、河川、海岸等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強い街づくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地や、海岸部の防風・防砂に資するみどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

日本三景天橋立、清流や由良川河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの

保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

公園緑地の配置方針の概要

種 類	種 別	配 置 方 針 の 概 要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約2haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように約5haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように約10haの整備を図る。
特殊公園	風致公園	天橋立公園の保全を図る。
大規模公園	広域公園	丹後海と星の見える丘公園において約100haの整備を図る。
緑地		幹線道路や歩道の整備にあわせて街路樹を整備し、公共施設緑地の整備を図る

地域制緑地の指定方針の概要

地 区 の 種 別	指 定 方 針 の 概 要
風致地区	日本三景天橋立や周辺神社仏閣等は若狭湾国定公園特別地域に囲まれており、これらの歴史的かつ良好な自然環境について、風致地区の指定により保全を図る。
緑地保全地区	近畿地方で有数の規模をもつ世屋高原のブナ林を京都府自然環境保全地域の指定により、その保全につとめる。
自然公園	世屋高原及び大江山連峰において若狭湾国定公園区域の拡大を検討するとともに、法規制の適切な運用により周辺地域も含めた自然環境の保全を図る。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

種 別	名 称 等
施設緑地	住区基幹公園 日置ふれあい公園 阿蘇シーサイドパーク
	大規模公園 丹後海と星の見える丘公園
	地域制緑地 自然公園 若狭湾国定公園（世屋高原地区、大江山連峰地区）